

○里庄町中小企業設備資金利子補給要綱

平成8年4月1日要綱第1号

改正

平成19年3月29日告示第11号

平成25年9月18日要綱第1号

平成28年9月7日要綱第3号

里庄町中小企業設備資金利子補給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内中小企業の振興又は創業者の支援を図るため、設備（福利厚生施設を含む。）の近代化、高度化又は新規導入を促進するために、必要な制度資金融資を受けた者に対し、予算の範囲内において里庄町中小企業設備資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することを目的とする。

2 利子補給金の交付に関しては、里庄町補助金等交付規則（平成20年里庄町規則第6号）に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(利子補給の対象)

第2条 利子補給の対象となる者は、中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条で規定する中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に事務所及び事業所を有している者又は町内で新たに創業しようとする者

(2) 町税を完納している者

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と関係があると認められる者でないもの

(利子補給の対象となる事業)

第3条 利子補給の対象となる事業は、店舗、工場、作業場、倉庫等の新增築又は改善及び機械器具の購入、改良等の設備資金とする。

2 前項の機械器具には、自動車は含まない。ただし、運送業等を営む者で、浅口商工会（以下「商工会」という。）が認定したものについてはこの限りでない。

(借入及び利子補給対象限度額)

第4条 利子補給の対象となる制度融資の借入額は、融資決定額50万円以上1,000万円以下とする。

2 1,000万円を超えるものについては、1,000万円を利子補給対象額とする。

(対象金融機関)

第5条 利子補給の対象となる借入金融機関は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫及び商工会が斡旋した制度融資による設備資金を借り受けた金融機関とする。

(利子補給の額及び期間)

第6条 利子補給の額は、金融機関の定める償還方法に基づき、毎年1月1日から同年12月31日までの間に払い込む利子（延滞利子は除く。）のうち1パーセント相当額以内とする。

2 利子補給期間は、利子払込開始月から3年以内とする。

3 他の利子補給制度を利用している者で、本要綱との間に利子補給の額又は期間に差がある場合は、その差額を補給する。

(利子補給の交付申請)

第7条 利子補給の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、里庄町中小

企業設備資金利子補給交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に該当年中に支払った利子額が確認できる書類を添えて、商工会を經由し、融資を受けた年の翌年1月末日までに町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、商工会の意見書を添付する。

（利子補給の交付決定）

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、適正であると認めるときは、里庄町中小企業設備資金利子補給交付決定通知書（様式第2号）をもって通知するものとする。

（借入条件の変更）

第9条 申請者は、金融機関において貸付条件が変更されたときは、速やかに里庄町中小企業設備資金借入条件変更報告書（様式第3号）を、商工会を經由して町長に提出しなければならない。

（利子補給金の請求）

第10条 申請者が利子補給の請求をしようとするときは、里庄町中小企業設備資金利子補給請求書（様式第4号）に当該年中に支払った利子額が確認できる書類（金融機関の利子払込証明書等）を添えて、毎年2月末日までに商工会を經由して町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理し適正であると認めるときは、3月末日までに交付するものとする。

（利子補給の打切り等）

第11条 町長は、申請者が次の各号の一に該当したときは、利子補給を打切り、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 借入金を目的以外に使用したとき。
- (3) 町税の滞納があるとき。
- (4) その他不正の事実があるとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日以降借入分から適用する。

附 則（平成19年告示第11号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成25年9月18日要綱第1号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月7日要綱第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

年 月 日

里庄町長 殿

(申請者)  
住 所  
電 話 番 号  
事 業 所 名  
代 表 者 名

印

里庄町中小企業設備資金利子補給交付申請書

里庄町中小企業設備資金利子補給の交付を受けたいので、里庄町中小企業設備資金利子補給要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 利子補給交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 浅口商工会長の証明及び交付金算出基礎

融資金融機関名		資本金等の額	万円
代理貸付機関名		常用従業員数	人
融資制度の名称		上記のとおり相違ないことを証明します。  年 月 日 浅口商工会長  印	
融資決定額(万円)			
対象設備金額			
主な設備の内容			
融資実行年月日			
融資期間 及び 償還の方法	年 月 ~ 年 月 元利均等返済 回	※添付書類 ①私込通帳等のコピー又は私込証明書等 ②対象設備の見積書及び領収書のコピー ③納税証明書 ④創業者の場合は開業日の分かるもの (開業届の写し等) ⑤その他必要書類	
約定利率	年%		
商工会 処理欄	受付年月日	受付番号	

殿

里庄町長

里庄町中小企業設備資金利子補給交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった里庄町中小企業設備資金利子補給交付申請  
について、審査の結果適当であると認めたので、里庄町中小企業設備資金利子補給要綱  
第8条の規定により通知します。

記

利子補給決定額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

里庄町長 殿

(申請者)

住 所

電 話 番 号

事 業 所 名

代 表 者 名

印

里庄町中小企業設備資金借入条件変更報告書

年 月 日 付けで決定通知があった里庄町中小企業設備資金利子補給について、下記のとおり融資条件を変更したので報告します。

記

(変更前)

返 済 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
返 済 金 額	
約 定 利 率	
返 済 期 日	

(変更後)

返 済 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
返 済 金 額	
約 定 利 率	
返 済 期 日	

年 月 日

里庄町長 殿

(申請者)

住 所

電 話 番 号

事 業 所 名

代 表 者 名

印

里庄町中小企業設備資金利子補給請求書

年 月 日 付けで決定通知があった里庄町中小企業設備資金利子補給の交付を受けたいので、里庄町中小企業設備資金利子補給要綱第10条第1項の規定により請求します。

記

1 請 求 金 額 円

2 融資金融機関名

3 借入年月日

4 利子補給の期間

5 利子補給金受取金融機関名

金融機関及び支店名	預金種別	口座番号	口座名義人